

【利用料金表】※利用料はサービス１回あたりの料金です

(所用時間３時間以上４時間未満の場合)

地域区分別１単位 10.45 円（５級地）

介護度	単位数	基本料金	利用者負担金		
			１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	３７０	３８６７円／回	３８７円／回	７７４円／回	１１６１円／回
要介護２	４２３	４４２１円／回	４４３円／回	８８５円／回	１３２７円／回
要介護３	４７９	５００６円／回	５０１円／回	１００２円／回	１５０２円／回
要介護４	５３３	５５７０円／回	５５７円／回	１１１４円／回	１６７１円／回
要介護５	５８８	６１４５円／回	６１５円／回	１２２９円／回	１８４４円／回

(所用時間４時間以上５時間未満の場合)

介護度	単位数	基本料金	利用者負担金		
			１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	３８８	４０５５円／回	４０６円／回	８１１円／回	１２１７円／回
要介護２	４４４	４６４０円／回	４６４円／回	９２８円／回	１３９２円／回
要介護３	５０２	５２４６円／回	５２５円／回	１０５０円／回	１５７４円／回
要介護４	５６０	５８５２円／回	５８６円／回	１１７１円／回	１７５６円／回
要介護５	６１７	６４４８円／回	６４５円／回	１２９０円／回	１９３５円／回

(所用時間５時間以上６時間未満の場合)

介護度	単位数	基本料金	利用者負担金		
			１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	５７０	５９５７円／回	５９６円／回	１１９２円／回	１７８８円／回
要介護２	６７３	７０３３円／回	７０４円／回	１４０７円／回	２１１０円／回
要介護３	７７７	８１２０円／回	８１２円／回	１６２４円／回	２４３６円／回
要介護４	８８０	９１９６円／回	９２０円／回	１８４０円／回	２７５９円／回
要介護５	９８４	１０２８３円／回	１０２９円／回	２０５７円／回	３０８５円／回

(所用時間６時間以上７時間未満の場合)

介護度	単位数	基本料金	利用者負担金		
			１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	５８４	６１０３円／回	６１１円／回	１２２１円／回	１８３１円／回
要介護２	６８９	７２０１円／回	７２１円／回	１４４１円／回	２１６１円／回
要介護３	７９６	８３１９円／回	８３２円／回	１６６４円／回	２４９６円／回
要介護４	９０１	９４１６円／回	９４２円／回	１８８４円／回	２８２５円／回
要介護５	１００８	１０５３４円／回	１０５４円／回	２１０７円／回	３１６１円／回

(所用時間７時間以上８時間未満の場合)

介護度	単位数	基本料金	利用者負担金		
			１割負担の場合	２割負担の場合	３割負担の場合
要介護１	６５８	６８７７円／回	６８８円／回	１３７６円／回	２０６４円／回
要介護２	７７７	８１２０円／回	８１２円／回	１６２４円／回	２４３６円／回
要介護３	９００	９４０５円／回	９４１円／回	１８８１円／回	２８２２円／回
要介護４	１０２３	１０６９１円／回	１０７０円／回	２１３９円／回	３２０８円／回
要介護５	１１４８	１１９９７円／回	１２００円／回	２４００円／回	３６００円／回

(所用時間 8 時間以上 9 時間未満の場合)

介護度	単位数	基本料金	利用者負担金		
			1 割負担の場合	2 割負担の場合	3 割負担の場合
要介護 1	6 6 9	6 9 9 2 円／回	7 0 0 円／回	1 3 9 9 円／回	2 0 9 8 円／回
要介護 2	7 9 1	8 2 6 6 円／回	8 2 7 円／回	1 6 5 4 円／回	2 4 8 0 円／回
要介護 3	9 1 5	9 5 6 2 円／回	9 5 7 円／回	1 9 1 3 円／回	2 8 6 9 円／回
要介護 4	1 0 4 1	1 0 8 7 9 円／回	1 0 8 8 円／回	2 1 7 6 円／回	3 2 6 4 円／回
要介護 5	1 1 6 8	1 2 2 0 6 円／回	1 2 2 1 円／回	2 4 4 2 円／回	3 6 6 2 円／回

・ 加算サービスについて

加算・減算項目	単位数	基本料金	利用者負担金		
			1 割負担の場合	2 割負担の場合	3 割負担の場合
入浴介助加算 I	4 0	4 1 8 円／回	4 2 円／回	8 4 円／回	1 2 6 円／回
入浴介助加算 II	5 5	5 7 4 円／回	5 8 円／回	1 1 5 円／回	1 7 3 円／回
個別機能訓練加算 I イ	5 6	5 8 5 円／回	5 9 円／回	1 1 7 円／回	1 7 6 円／回
個別機能訓練加算 I ロ	7 6	7 9 5 円／回	8 0 円／回	1 5 9 円／回	2 3 9 円／回
個別機能訓練加算 II	2 0	2 0 9 円／月	2 1 円／月	4 2 円／月	6 3 円／月
中重度ケア体制加算	4 5	4 7 0 円／回	4 7 円／回	9 4 円／回	1 4 1 円／回
ADL 維持等加算 I ※1	3 0	3 1 3 円／月	3 2 円／月	6 3 円／月	9 4 円／月
ADL 維持等加算 II ※1	6 0	6 2 7 円／月	6 3 円／月	1 2 6 円／月	1 8 9 円／月
サービス提供体制 強化加算 I ※2	2 2	2 2 9 円／回	2 3 円／回	4 6 円／回	6 9 円／回
サービス提供体制 強化加算 II ※2	1 8	1 8 8 円／回	1 9 円／回	3 8 円／回	5 7 円／回
サービス提供体制 強化加算 III ※2	6	6 2 円／回	7 円／回	1 3 円／回	1 9 円／回
科学的介護推進体制加算 ※3	4 0	4 1 8 円／月	4 2 円／月	8 4 円／月	1 2 6 円／月
同一建物から通う場合の 減算※4	－ 9 4	－ 9 8 2 円／回	－ 9 9 円／回	－ 1 9 7 円／回	－ 2 9 5 円／回
送迎減算（片道）	－ 4 7	－ 4 9 1 円／回	－ 5 0 円／回	－ 9 9 円／回	－ 1 4 8 円／回
送迎減算（往復）	－ 9 4	－ 9 8 2 円／回	－ 9 9 円／回	－ 1 9 7 円／回	－ 2 9 5 円／回
感染症又は災害の発生を 理由とする利用者数の減 少が一定以上生じている 場合※5	所定単位数 × 3. 0%		基本料金から （基本料金 × 0. 9 ※端数切捨て） を引いた金額	基本料金から （基本料金 × 0. 8 ※端数切捨て） を引いた金額	基本料金から （基本料金 × 0. 7 ※端数切捨て） を引いた金額
介護職員処遇改善 加算（I）※6	所定単位数 × 9. 2%		基本料金から （基本料金 × 0. 9 ※端数切捨て） を引いた金額	基本料金から （基本料金 × 0. 8 ※端数切捨て） を引いた金額	基本料金から （基本料金 × 0. 7 ※端数切捨て） を引いた金額

利用料金計算式

単位数×10.9（地域加算 1 級地）＝基本料金（1 円未満切捨）

基本料金－（基本料金×0.9[1 円未満切捨]）＝ご利用者負担額（1 割負担）

基本料金－（基本料金×0.8[1 円未満切捨]）＝ご利用者負担額（2 割負担）

基本料金－（基本料金×0.7[1 円未満切捨]）＝ご利用者負担額（3 割負担）

- ※1 自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち ADL（日常生活動作）の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に評価する。
- ※2 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上を占める場合は「Ⅰ」、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合は「Ⅱ」、介護福祉士の占める割合が40%以上、または勤続年数7年以上の者が占める割合が30%以上である場合は「Ⅲ」を算定します。
- ※3 利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しており、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している場合、算定します。
- ※4 同一建物から通う場合の減算は、事業所と同一の建物に居住するご利用者様、または同一建物から通う利用者様に通所介護を提供する場合、通所介護の基本料から「94 単位/日」を減算します。
- ※5 感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、延べ利用者数の減少が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3 か月間基本報酬の3%の加算を算定します。（経営改善に時間を要するその他特別な事情が認められた場合は1 回の延長が認められます）
- ※6 介護職員の処遇改善の取組として所定総単位数の9.2%の単位が加算されます。

その他の利用料金

通常の実施地域を越えて行なう送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護を提供する場合の利用料、おむつ代、趣味・生きがい活動かかる諸経費については、活動に係る実費費用を、昼食代については1 食あたり 855 円（おやつ代含む）をご負担頂きます。

項目	利用者負担金
食事サービス（食材料費）	720 円（1 食あたり）※非課税
おやつ代	135 円 ※非課税
活動に伴う利用料金	別途、都度請求（実費）

※介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納などにより、保険給付金が直接やさしい手京葉に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きます。後日、区市町村の窓口へやさしい手京葉の発行するサービス提供証明書を提出すると差額の払戻しを受けることができます。